

3. 医療費の助成(給付)について

6) 特定疾患、難病などの医療給付

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち厚生労働大臣が定める疾病(指定難病)および治療研究事業(特定疾患)について、医療費の助成を行ない、難病患者の医療費の負担を軽減します。
《対象》

平成27年1月1日から新たな医療費助成制度(指定難病)が実施され、**令和7年4月現在、348**疾病が対象となっています。

(注)指定難病および特定疾患治療研究事業の対象疾病であっても、その症状の程度によって医療費助成の対象とならない場合があります。

詳しいことは担当課にお問い合わせ下さい。

【担当】北海道庁 保健福祉部 健康安全局 地域保健課 手当支給係
電話 011-231-4111